第3章 基本的な考え方

1 本計画がめざすもの

本市には、公害問題について、市民・事業者・行政の全ての主体が取組を進めてきた結果、改善が図られた実績があります。こうした実績を活かし、今後も大幅に改善した大気 や水などの環境を維持し、次の世代に確実に引き継いでいくことが重要です。

私たちは、自らが環境に負荷を与えている存在であることを改めて認識し、健全で良好な環境を育み、健康でかつ心豊かに安心して快適に暮らせるよう、環境負荷の少ない持続可能なまちづくりをしていかなければなりません。

本計画では、第1章で掲げた環境基本計画における「大気や水などの環境保全」の目標「大気や水などのきれいさや安全性を守るとともに、化学物質による環境リスクを低減させるなど、更なる地域環境の改善をめざす」の実現に向け、市民や事業者の連携・協力・参加を促進することで、より良い環境づくりを共に進めていく必要があります。そのため、大気や水などの環境保全分野における考え方や目標、具体的な施策等を体系的に分かりやすくとりまとめ、だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現をめざします。

なお、環境基本計画におけるめざすべき環境像である「豊かな未来を創造する地球環境都市かわさきへ」を踏まえ、大気や水などの環境保全分野において、川崎市環境基本条例の規定に基づく環境目標値といった長期的にめざすべき水準の達成を見据えた将来の環境の姿を次のとおり示すこととします。

- ・ 市民が安心できる良好な大気環境が保たれているとともに、快適に過ごせる清浄 な大気が実現されている
- ・ 河川や海域の環境が良好に保たれているとともに、人と水のふれあいの場となる 豊かな水環境が実現されている
- ・ 化学物質による環境リスクが最小化された安心できる環境が保たれている

また、これらの実現をめざしていくことを通じて、大気や水などの環境に係る市民実 感の向上をめざします。

環境基本計画の目標を達成するためには、本計画の対象範囲である大気環境・水環境・ 化学物質に市民実感も含めた、それぞれの項目について、きれいさや環境リスクの低減 等に係る望ましい状態を示した上で、各項目の望ましい状態の実現に向けて取り組んで いくことが必要となります。

そのため、本計画においては、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の項目ごとに目標を整理した上で各目標に成果指標を設定し、毎年達成状況を評価していくことで、目標の達成に向けた進行管理を行っていきます。

2 目標

環境基本計画に掲げる大気や水などの環境保全分野の目標を踏まえるとともに、第2章において整理した今後の課題を踏まえ、大気環境・水環境・化学物質対策・市民実感の項目ごとに、めざす状況、目標及び成果指標を示します。

大気、

大気環境のめざす状況

大気環境は、これまでの法律や条例に基づく取組などにより大幅に改善しているものの、二酸化窒素は対策目標値(環境基準)の下限値の達成までには至っておらず、微小粒子状物質 (PM2.5) は環境基準に近い濃度で推移しており、光化学スモッグ注意報は毎年発令されている 状況にあるため、「二酸化窒素濃度の更なる低減」、「PM2.5 濃度の更なる低減」、光化学スモッグ注意報発令0日に向けて「光化学オキシダント高濃度の低減」を主なものとして、各種取組を推進することで大気環境全体の負荷の低減をめざします。

【目標】 ●二酸化窒素の対策目標値(環境基準)下限値(0.04ppm)の達成

- ●PM2.5 の環境基準の達成維持
- ●光化学スモッグ注意報発令○日
- ●光化学オキシダント高濃度の低減

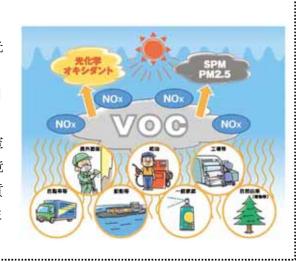
[成果指標]

- ・二酸化窒素の対策目標値 (環境基準) 下限値 (0.04ppm) 以下を達成した測定局の割合 令和 2 (2020) 年度 現状 58.8 % > 令和 12 (2030) 年度 77.8 %
- ・光化学スモッグ注意報の発令日数令和 2 (2020) 年度現状 2 日ラ 令和 12 (2030) 年度0 日
- ・光化学オキシダント環境改善評価指標値令和2(2020)年度 現状 0.0106 ppm 今和12(2030)年度 0.0103 ppm
 *窒素酸化物濃度、非メタン炭化水素濃度(VOCの一種)、国の新指標についても把握します。

光化学オキシダント環境改善評価指標値

本計画では、市独自の新たな成果指標として、光 化学スモッグ注意報が発令される4月から10月 までの日中の光化学オキシダントの生成量に着目 した成果指標を設定します。

この指標は、光化学オキシダントの原因物質(窒素酸化物(NOx)、揮発性有機化合物(VOC))の環境濃度との関係性が強く、事業者や市民の原因物質削減の取組の効果が把握できる指標となっています。(詳細は巻末付属資料の付-15 参照)



4

水環境のめざす状況

水環境は、これまでの法律や条例に基づく監視・指導により大幅に改善し、河川の生物化学的酸素要求量 (BOD) は全地点で環境基準値に適合し、海域の化学的酸素要求量 (COD) は運河部で環境基準値に適合しています。しかし、近年、海域の COD は上昇傾向が見られるため、引き続き環境基準値の適合をめざすとともに、河川水質の更なる改善に向けた生活排水対策等の推進や、海域の水質改善に向けた汚濁原因の調査研究及び広域連携の取組を推進します。また、水質と生息する水生生物の関係を利用して、「きれいな水」の指標となる魚類の生息地点数から水質改善の程度を市民に知ってもらうことなど、水環境の構成要素である水量、水質、水生生物、水辺地を総合的に捉えた施策を関係機関と連携して推進し、より良い水環境をめざします。

【目標】● 河川の BOD 及び運河部の COD の環境基準値適合

●「きれいな水」の指標魚種の生息地点の増加

[成果指標]・河川のBOD及び運河部のCODの環境基準値の適合地点の割合

・「きれいな水」の指標魚種の生息地点の割合



化学物質対策のめざす状況

市内における化学物質の環境への排出量は、事業者の努力などにより大幅に削減されていますが、近年、削減が鈍化傾向であり、また、取り扱っている化学物質の種類及び量が多いことから、今後も、第一種指定化学物質の総排出量を増加させないよう、排出量抑制に向けた取組の促進を図ります。また、化学物質による環境リスクの低減に向けて、事業者による自主的な取組を促進し、個々の化学物質の環境リスクを考慮した適正管理に係る施策を推進します。さらに、化学物質による環境リスクに関する情報共有等に向けた環境・リスクコミュニケーションに係る施策を推進するなど、市民や事業者等の理解を促進します。

【目標】●市内の PRTR 対象事業所から排出される化学物質の総排出量の維持又は低減

[成果指標] PRTR 対象事業所から排出される第一種指定化学物質の総排出量令和元(2019)年度* 現状 965 t つ 令和 11 (2029)年度 965 t 以下** * 令和元年度の排出量は、令和2年に事業者から届出されたものを、国が集計し令和3年に公表



市民実感のめざす状況

大気や水などの環境は大きく改善した一方で、市民の満足度は必ずしも高くなく、大気や水などの環境については特段の関心も示していないことから、更なる環境負荷の低減を図るとともに、世代ごとに合わせた分かりやすい情報発信や、身近な環境に親しむ取組などを通じて関心を高め、市民参加を促し、環境配慮意識や環境が良好であるという実感の向上を図ります。

【目標】●大気や水などの環境が良好であるという市民実感の向上

[成果指標] 市内の空気や川、海のきれいさの満足度(かわさき市民アンケート「生活環境の満足度」)

3 方向性及び視点

これまでに述べたことを踏まえて、安全かつ安心で快適に暮らせる大気や水などの環境をめざし、次の2つの方向性を基本として施策を推進します。

【2つの方向性】

安全で良好な環境を保全する

大気汚染防止法や水質汚濁防止法などの環境関連法、市条例に基づく規制を中心 とした取組を継続して実施し、環境基準の達成維持を図るなど、これまでの取組で改 善した大気や水などの安全で良好な環境を保全する。

安心で快適な環境を共に創る

市民など多様な主体と協働した環境配慮意識の向上に資する取組や事業者の自主 的な取組の促進、環境への悪影響の未然防止につながる取組などを実施し、更なる環 境負荷の低減や良好な環境に関する市民実感の向上を図るなど、市民や事業者と一 体となって、安心で快適な環境づくりを進める。

また、取組を効果的に推進するためには、大気や水などの環境保全分野だけでなく、 関連する分野との連携や本市の地域特性に留意した取組が重要となるため、次の2つの 視点を踏まえた取組の推進を図ります。

《2つの視点》

複合的な環境施策の展開

主要な環境分野や大気や水などの環境と関連する施策等、相互に効果が波及し合うことが期待される取組を推進する。

こうした取組を通じて、環境分野間の連携、社会・経済をはじめとする他分野と の連携による複合的な環境施策の展開を図る。

地域の特性を踏まえた取組

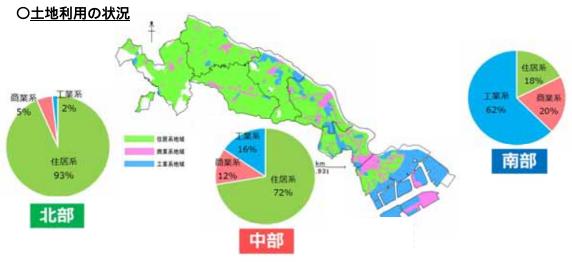
本市は地域ごとに特徴があるため、地域の特性を踏まえ、地域ごとの大気や水などの環境に係る取組や情報を効果的に発信する。

こうした取組を通じて環境配慮意識の向上や市民実感の向上を図る。

● 地域の特性について

本市は、政令指定都市の中では面積が一番小さい(一番大きい浜松市の 10 分の 1 以下)ですが、地域ごとに特性があります。

ここでは、土地利用の状況や河川・海域と水生生物の状況を比較してみます。



○河川・海域と水生生物



こうした特徴を踏まえて、本計画では、本市 を南部(臨海部)中部(内陸部)北部(丘陵 部)の3つに分類しています。

P. 60 に「地域の特性を踏まえた取組」を掲載



第4章 基本施策の推進に向けて

1 基本施策の方向性

前章に記載した「2つの方向性」を基本として施策を推進するために、具体的な施策体系では、基本施策の方向性 I として、「安全で良好な環境を保全する」を、方向性 I として、「安心で快適な環境を共に創る」を位置づけます。

「安全で良好な環境を保全する」には、大気や水などの環境を保全するため、各種規制等の基盤となる取組に加えて、大気や水に関わる事故等の発生時に適切に対応する取組などを、基本施策 I-1 として設定します。

「基本施策の方向性 I 安全で良好な環境を保全する」 (基盤となる取組)

・基本施策 I-1 「大気や水などの環境保全」

また、「安心で快適な環境を共に創る」には、市民が身近な地域で安心して快適に暮らせる環境を、市民や事業者と連携して共に創るため、市民実感等の向上を図る新たな視点による取組を、基本施策 $\Pi-1$ から 4 として 4 つ設定します。

「基本施策の方向性Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る」 (新たな視点による取組)

- ・基本施策Ⅱ-1「環境配慮意識の向上」
- ・基本施策Ⅱ-2「多様な主体との協働・連携」
- ・基本施策Ⅱ-3「事業者の自主的な取組の促進」
- ・基本施策Ⅱ-4「環境影響の未然防止」

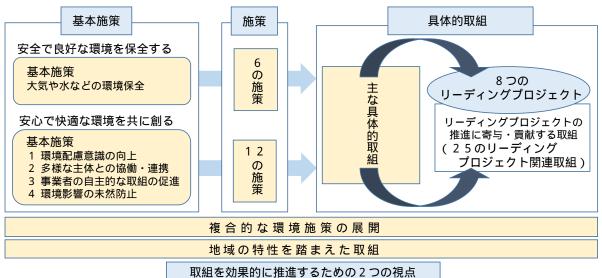
さらに、経済・社会・環境の統合的な向上に寄与する観点から、川崎市持続可能な開発目標(SDGs)推進方針(第3期実施計画に統合予定)を踏まえ、SDGsのゴールやそのターゲットの考え方を取り入れながら施策を推進します。

なお、「2つの視点」による取組を整理するため、環境分野間の連携や他分野の施策 との連携について「複合的な環境施策の展開」として示すとともに、地域特性等から本 市を3つの地域区分に分類した「地域の特性を踏まえた取組」を示します。

2 基本施策

(1) 基本施策の構成

基本施策は、次のとおり「施策」、「具体的取組」、「リーディングプロジェクト」 等から構成されます。それぞれの内容は、以下のとおりです。



組を効果的に推進するための20の代点

図 4-1 施策体系図

<施策>

基本施策 I、Ⅱの下に、「施策」を設定します。 【P.53(3)施策 参照】

<具体的取組>

それぞれの施策には「具体的取組」が紐づき、第6章には具体的取組のうち主なもの (以下「主な具体的取組」という。)を記載しています。

【P.80 第6章 2 具体的取組 参照(詳細は巻末付属資料 付-16~28 参照)】

<リーディングプロジェクト>

基本施策を進める上で核となる取組として、8つの「リーディングプロジェクト」を設定し、その取組の推進に寄与・貢献するものを「リーディングプロジェクト関連取組」として位置づけます。 【P.57(6)基本施策とリーディングプロジェクト 参照】

【リーディングプロジェクトの詳細は P.64 第6章 1リーディングプロジェクト 参照】

<取組を効果的に推進するための2つの視点>

○複合的な環境施策の展開

【P.58(7)複合的な環境施策の展開 参照】

・主要な環境分野との連携

脱炭素化・自然共生・資源循環といった他の環境分野への効果が期待される取組を位置づけます。

大気や水などの環境に影響する施策との連携

大気や水などの環境に影響する施策は、本市の様々な部局で行われていることから、 それらについては大気や水などの環境への効果を踏まえた関連する施策として、本計画 にも位置づけます。

 〇地域の特性を踏まえた取組
 【P. 60 (8) 地域の特性を踏まえた取組 参照】

地域の特性や地域ごとの環境の状況を考慮した取組が必要であることから、地域の特性を踏まえた情報を効果的に発信します。

(2) 施策体系

本計画がめざすもの

だれもが、健全で良好な大気や水などの環境を育み、 将来にわたり安心して快適に暮らせるまちの実現

Ħ 標

- ●二酸化窒素の対策目標値(環境基準)下限値 (0.04ppm)の達成
- PM2.5の環境基準の達成維持
- ●光化学スモッグ注意報0日 ●光化学オキシダント高濃度の低減

大気

基本施策

基本施策 I-1 大気や水などの環境保全 【環境保全の基盤となる取組】

環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防 止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、 土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業 所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談 への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時 に適切な対応を行う。



施策

大気環境に係る事業所等の監視・指導



② 水環境に係る事業所等の監視・指導



③ 大気環境に係るモニタリングの実施



④ 水環境に係るモニタリングの実施



⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応



⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施



環境配慮意識の向上 基本施策Ⅱ-1

市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促 進により更なる環境負荷の低減をめざす。また、情報発 信の手法や内容を広報の対象となる世代ごとに分かりや すく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するな ど情報を適切に伝えることで実感の向上を図る。





① 大気や水辺に親しむ取組の推進



② 環境教育・環境学習の推進



③ 効果的な情報発信の推進







基本施策Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携

市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市 民や市民団体と協働・連携する取組を推進する。また、光化 学オキシダント、PM2.5等の大気汚染や海域の水質などの広 城的な課題を解決するため、近隣自治体との広域連携や、事 業者・学術機関との連携を強化する。

基本施策Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進

環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的 な取組を促進する。また、率先して環境配慮に取り組



市民協働・連携の取組



② 広域連携等の推進





③ 優れた環境技術の活用による 国際貢献に向けた連携の推進



交通環境配慮行動の促進



事業者の自主的な取組の支援



③ 事業者との情報共有の促進



基本施策Ⅱ-4 環境影響の未然防止

む事業者を支援する。

人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざ すため、環境影響を低減する取組を推進する。また、 市民・事業者がお互い環境に対する正しい認識を持て るよう情報共有を図る。



①化学物質の適正管理と理解の促進



② 環境影響の低減に向けた取組



③ 環境影響の低減に向けた調査研究



施策の方向性 I 安全で良好な環境を保全す

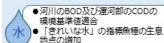
基本施策の方向性

Ù

で快適な環境を

創

る





市内のPRTR対象事業所から排出される 化学物質の総排出量の維持又は低減



市民実感 ●大気や水などの環境が良好で あるという市民実感の向上

取組を効果的に推進す 主な具体的取組 るための2つの視点 ・大気環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 大気環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導 石綿 (アスベスト) 飛散防止対策に係る届出等の審査・指導 ・水環境に係る法律や市条例等に基づく立入調査 水環境に係る法律や市条例等に基づく届出等の審査・指導 土壌汚染に係る届出等の審査・指導 大気環境の監視 複 地 ・光化学オキシダントに係る監視 合的 域 河川、海域の水質調査 地下水質の監視 0 精密水準測量による地盤沈下量の監視 な 特 騒音、振動に係る苦情相談対応 環 悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情相談対応 性 事故時の対応 を 境 災害時の対応 踏 水処理センターの高度処理化の推進 施 合流式下水道の改善の推進 策 ま 下水道利用の促進 河川改修事業の推進 え 0 た 展 水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上 水辺に親しめる河川環境整備の推進 開 取 ・水環境に係る調査及び普及啓発(河川の生物調査など) ・大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進 組 環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進 ・水辺に親しむイベント等の実施 ・地域環境リーダーの育成 ・「エコシティたかつ」推進事業の取組 主要な 区分 環境分野 ・多様な世代に合わせた情報発信 ・地域ごとの取組や環境データの情報発信 ・情報発信等による次世代自動車の普及促進 つ脱炭素化 ○南部 D自然共生 ・自転車の活用に向けた取組の推進 ○資源循環 市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進 〇中部 市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出 ・緑のボランティアなどの活動支援 部北の 大気や水 ・ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組 などの環 境に影響 ・他自治体連携による取組 する施策 ・国、自治体等が連携した東京湾の環境調査 との連携 ・新多摩川プランにおける市民や流域自治体との協働・連携 ・国際的な環境保全活動への支援・連携 ・環境関連ビジネスの創出及び海外展開の支援 次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者連携による取組 市 複 EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組 民 ・バス車両等の低炭素化に向けた取組の推進 合 実 ・エコ運搬制度の運用 的 感 な ・工場・事業場の自主的取組を促す取組の推進(環境行動事業所制度の運用) D 取 ・VOC等排出削減に向けた取組の推進(事業者等の排出状況の把握及び自主的削減取組の支援) 向 ・中小企業への円滑な資金供給等の推進 組 E ・脱炭素化に向けたエコ化支援の推進 に 10 ・事業者交流の取組(事業者との連絡会など) 2 0 ・事業者等のネットワークの機能強化に向けた取組の実施 な な If 環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進 げ ・環境・リスクコミュニケーションの促進 3 3 新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進 ・環境影響評価の推進 ・交差点改良などの渋滞緩和対策の推進 ・街路樹の適正な維持管理の推進 ・大気環境に係る調査研究(光化学オキシダントやPM2.5等に係る調査研究など) ・水環境に係る調査研究(公共用水域における水質改善に係る調査研究など)

・化学物質に係る調査研究(環境リスク評価に係る調査研究など)

(3) 施策

基本施策の下には、取り組むべき施策を位置づけ、本計画に掲げる目標の達成に向けた取組を推進していきます。

○基本施策 I-1「大気や水などの環境保全」

環境基準の達成・維持などのため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時等に適切な対応を行うものとして、次の施策を推進します。

- ① 大気環境に係る事業所等の監視・指導
- ② 水環境に係る事業所等の監視・指導
- ③ 大気環境に係るモニタリングの実施
- ④ 水環境に係るモニタリングの実施
- ⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応
- ⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施

○基本施策Ⅱ-1「環境配慮意識の向上」

市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進により更なる環境負荷の低減をめざす。また、情報発信の手法や内容を世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど、情報を適切に伝えることで実感の向上を図るものとして、次の施策を推進します。

- ① 大気や水辺に親しむ取組の推進
- ② 環境教育・環境学習の推進
- ③ 効果的な情報発信の推進

○基本施策Ⅱ-2「多様な主体との協働・連携」

市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進する。また、光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5) 等の大気汚染や海域の水質などの広域的な課題を解決するため、他自治体との広域連携や事業者・学術機関との連携を強化するものとして、次の施策を推進します。

- ① 市民協働・連携の取組
- ② 広域連携等の推進
- ③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進

○基本施策Ⅱ-3「事業者の自主的な取組の促進」

環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進する。また、率先 して環境配慮に取り組む事業者を支援するものとして、次の施策を推進します。

- ① 交通環境配慮行動の促進
- ② 事業者の自主的な取組の支援
- ③ 事業者との情報共有の促進

○基本施策Ⅱ-4「環境影響の未然防止」

人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を 推進する。また、市民や事業者がお互い環境に対する正しい認識を持てるよう情報共有 を図るものとして、次の施策を推進します。

- ① 化学物質の適正管理と理解の促進
- ② 環境影響の低減に向けた取組
- ③ 環境影響の低減に向けた調査研究

(4) 本計画による取組推進イメージ

大気や水などの環境分野には、大気、水、騒音、振動、土壌など様々な要素があり、 従来から環境関連法や市条例に基づく取組が進められてきました。これらの主に規制を 中心とした取組は、環境を保全するための基盤となる取組であり、今後も着実に推進す べき重要な取組として、「I 安全で良好な環境を保全する」に位置づけています。

また、更なる環境負荷の低減を図るとともに、市民実感の向上をめざすためには、効果的な情報発信や環境教育を推進することで環境配慮意識の向上を図り、市民や事業者の連携・協力・参加を促進する必要があります。このため、こうした視点を加えた取組として、「II 安心で快適な環境を共に創る」に位置づけています。

本計画では、「I 安全で良好な環境を保全する」及び「Ⅱ 安心で快適な環境を共に 創る」に位置づけられている取組を効果的に推進することで、大気環境・水環境・化学 物質・市民実感の項目ごとに設定した目標の達成をめざします。こうした取組推進のイ メージを図示すると次の図のようになります。

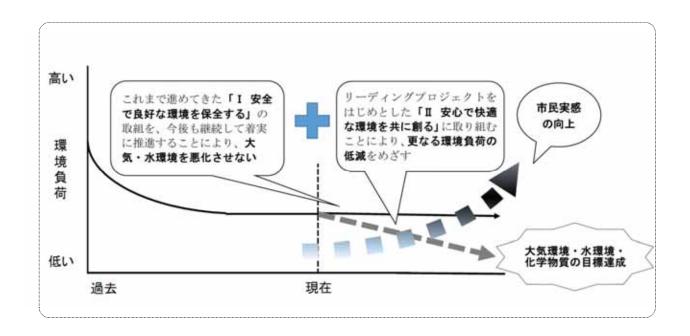
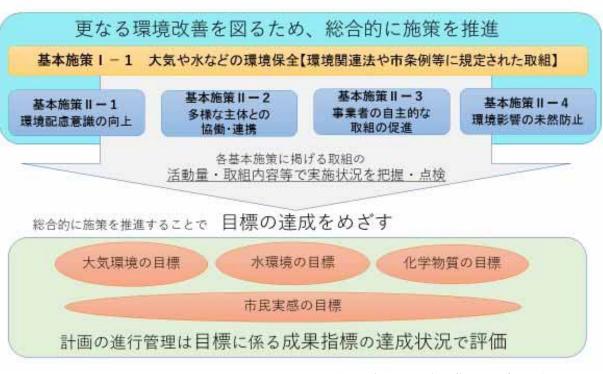


図 4-2 本計画による取組推進のイメージ

(5) 基本施策と目標・指標の関係

本計画の目標は、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の項目ごとに設定していますが、これらの目標を達成するためには、基本施策Iに位置づけられている従来からの環境関連法や市条例等に基づく取組だけでなく、基本施策IIに位置づけられている環境配慮意識の向上を図るための取組である、効果的な情報発信や環境教育等の推進に加えて、市民や事業者の連携・協力・参加の促進を図るといった取組も含めて、総合的に実施する必要があります。こうした本計画の基本施策と大気環境・水環境・化学物質・市民実感の各目標との関係を図示すると下図のようになります。

本計画の進行管理は、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の各目標に係る成果 指標で評価し、リーディングプロジェクトを含めた具体的取組については、毎年度、 各取組の活動量や取組内容等の実施状況を把握し点検することにより、効果的に取組 を推進していくこととします。



*必要に応じて、取組の修正・見直しを行う

図4-3 基本施策と目標・指標の関係図

(6) 基本施策とリーディングプロジェクト

具体的取組のうち基本施策 I は、主に法律や条例に基づく規制を中心とした環境を保全するための基盤となる取組であることから、今後も着実に各取組を推進していきます。一方、基本施策 II は、更なる環境負荷の低減や市民実感の向上を図る新たな視点による取組として、今後、効果的に進めていく必要があることから、基本施策 II を推進する上で核となり、先導的な役割を果たす取組として、「リーディングプロジェクト」を設定します。リーディングプロジェクトを率先して実施していくことによって、基本施策 II の取組全体を波及的に促進する効果が期待できます。

リーディングプロジェクトは、基本施策Ⅱの「環境配慮意識の向上」、「多様な主体との協働・連携」、「事業者の自主的な取組の促進」、「環境影響の未然防止」の中で最も関連する基本施策に対応する取組として、8つのプロジェクトを位置づけていますが、その他の基本施策Ⅱの要素も含んだ取組となっています。

リーディングプロジェクト

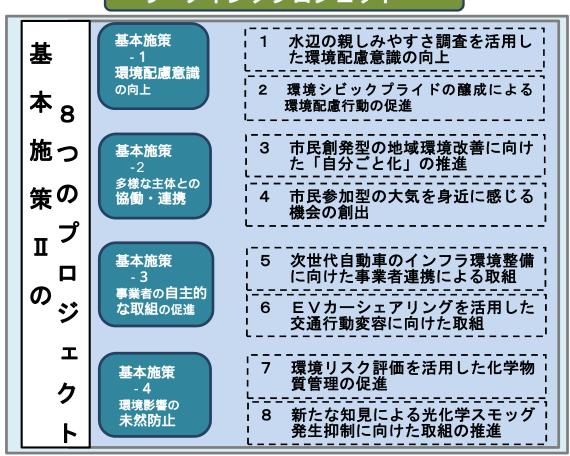


図4-4 リーディングプロジェクトの体系図

なお、主な具体的取組のうちリーディングプロジェクトの推進に寄与・貢献する 取組をリーディングプロジェクト関連取組として位置づけています。

(7) 複合的な環境施策の展開

大気や水などの環境に係る取組は、産業振興、健康維持等の多様な地域課題、気候変動等の地球規模の課題等の解決に向けた取組と互いに貢献し合うものであり、環境基本計画においても、環境分野間の連携、SDGs の考え方を活用した社会・経済をはじめとする他分野との統合的施策などの横断的な視点を示すことが掲げられています。

本計画においても、同様な視点により施策の展開を図ることが重要であるため、脱炭素化・自然共生・資源循環といった他の環境分野への効果が期待できる「主要な環境分野との連携」の取組、他分野の施策による大気や水などの環境への効果を踏まえた施策についても連携した取組として示し、関連する様々な分野との連携を図りつつ、複合的に施策を展開します。

ア 主要な環境分野との連携

具体的取組の中で、「大気や水などの環境保全」分野以外の主要な環境分野に関連するものとして脱炭素化・自然共生・資源循環については、期待できる効果とともに取組の一例を示します。

巻末付属資料の取組一覧には、具体的取組ごとに連携する環境分野(脱炭素化・ 自然共生・資源循環)を記載します。

(ア) 脱炭素化

地球温暖化対策として緩和策や適応策を推進することは、防災・減災など、 市民の安全・健康な暮らしや、安定的な事業活動環境の確保などにも寄与して いくことが期待されます。大気や水などの環境保全分野から脱炭素へ寄与する 取組としては、温室効果ガスの排出量削減に向けた次世代自動車の普及をはじ めとした交通環境対策の推進などがあります。

(イ) 自然共生

緑地の保全や緑化の推進、水辺空間の活用等を推進することは、生物多様性の保全のみならず、地球温暖化対策やヒートアイランド現象の緩和につながり、また、災害時の避難の場や、自然災害の緩和・防止などにも寄与することが期待されます。大気や水などの環境保全分野から自然共生へ寄与する取組としては、多様な水生生物との共生につながる良好な河川・海域の水質保全などがあります。

(ウ) 資源循環

市民・事業者・行政が一体となって、より一層のごみの減量化・資源化を図り、ごみ焼却量が削減されることで大気環境への効果も期待されます。大気や水などの環境保全分野から資源循環へ寄与する取組としては、事業者の廃棄物

削減に向けた自主的取組の支援や水環境中のプラスチック廃棄物に係る調査研究などがあります。

イ 大気や水などの環境に影響する施策との連携

大気や水などの環境に影響する施策は、本市の様々な部局で行われており、これ らの取組が結びつき、つながることで良好な環境に向けた取組が進んでいきます。

本計画では、こうした取組についても、大気や水などの環境への効果を踏まえた 関連する施策として連携して取り組んでいきます。大気環境・水環境・化学物質に 影響する施策の取組の一例を以下に示します。

(ア) 大気環境に影響する施策

大気汚染物質は、工場・事業場の煙突や自動車等から排出され、高濃度になる と健康影響を及ぼすおそれがあるため、法律や条例により排出等を規制する取組 に加えて、副次的に大気環境の改善につながる取組も重要な取組として、効果的 に推進する必要があります。

- ・大気環境対策:街路樹の適正管理、ごみの減量化・資源化の推進等
- ・交通環境対策:渋滞緩和対策、自転車の活用に向けた取組の推進等
- ・健康影響対策:医療費の一部助成などの健康影響対策等

(イ) 水環境に影響する施策

都市化が進んだ本市においても、水辺に親しめる河川環境の保全が進み、生物の大切な生育環境も守り育まれ、市民が身近な水辺に親しむ機会が創出されてきたことから、市民が環境についてより関心が持てるような機会を提供する必要があります。また、下水道整備や浄化槽の管理及び河川整備等の水環境の保全につながる取組も継続して実施する必要があります。

- ·水質:下水道整備、浄化槽管理、水質検査等
- ・水量:緑地保全、緑化の推進等
- ・水生生物・水辺地:環境に配慮した河川整備、環境教育・環境学習の推進等
- ・水環境保全推進:市民協働・市民参加の推進、自治体連携、国際貢献等

(ウ) 化学物質に影響する施策

毎日の生活を維持する上で欠かせないものとなっている化学物質について、市 民の皆様に環境や人の健康に影響を及ぼすものがあることを、正しく理解しても らう必要があります。

・化学物質の適正使用:農薬の適正使用等

(8) 地域の特性を踏まえた取組

ア 地域区分の考え方及び地域の課題と主な取組

本市の都市構造、土地利用の状況は、地域ごとに特徴があり、その特徴と市民の生活行動圏に応じて本市を大きく分けると、南部(臨海部)・中部(内陸部)・北部(丘陵部)の3つに分類することができます。

一方で、統計データや環境データはほぼ行政区別に整理されていることから、立地 的特徴を踏まえつつ、以下のとおり行政区を基本とした地域区分の考え方を示しま す。また、各地域の特性・課題及び課題を踏まえた主な取組を示します。

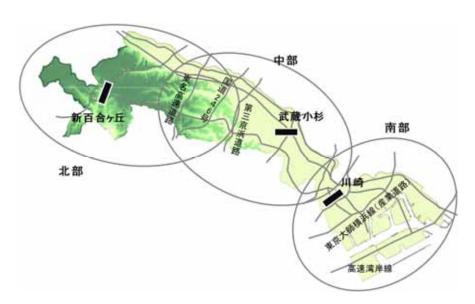


図 4-5 本計画における本市の地域区分

(ア) 南部 (臨海部)・・・主に川崎区

産業道路以南の工業専用地域は東京湾に面し、石油化学、鉄鋼、発電所等の大規模な工場が集積しており、近年では研究開発機関や物流施設の集積も進んでいます。また、産業道路以北では工場跡地に大規模集合住宅が建設されるなど、工業・商業地域の一部が住宅地となっており、工場・商業施設・住宅が混在しています。

環境面では、大型車交通量の多い幹線道路(産業道路等)が存在し、沿道等で二酸化窒素の濃度が高い場所が見られます。河口干潟には多様な生物が生息しています。 下水道は、市街地は合流式区域で、工業専用地域は下水道処理区域外となっています。

a 主な特性・課題

- ・工業地帯には大規模な工場・事業場が集積している。さらに、物流施設が集積していることから大型車交通量が多く、道路沿道での二酸化窒素濃度が高い。
- ・発生源の特定が困難な広域的な悪臭等の苦情がある。

- ・埋立地の下水道処理区域外では、工場・事業場は海域に排水している。
- ・干潟など特徴のある水辺地が存在している。
- ・化学物質を取り扱う事業者の多くが臨海部の工場地帯に立地しており、市全体の 化学物質排出量の約9割を占めている。

b 主な取組

- ・法律や市条例による工場・事業場の大気汚染に係る監視・指導の実施及び大型車からの大気汚染物質排出量の削減に向けた次世代自動車の普及促進等の取組
- ・広域的な悪臭、粉じん苦情への対応及び未然防止に向けた取組
- ・法律や市条例による工場・事業場の排水に係る監視・指導の実施
- ・多摩川河口干潟や人工海浜を活用した水辺に親しむ取組
- ・環境リスク評価を活用した化学物質の適正管理の促進

(イ) 中部 (内陸部)・・・主に幸区、中原区、高津区

多摩川沿いに広がる比較的平坦な地域です。道路・鉄道網が発達し、交通利便性が 高いことから、大規模集合住宅が多く、近年、若年層人口が増加しています。また、 住宅地と中小規模の工場、商業地、研究施設等が混在している地域でもあります。

環境面では、河川が市街地近くを流れ、親水護岸整備区間があります。市を横断する幹線道路も居住地近くに存在しています。下水道は合流式区域と分流式区域が混在しています。

a 主な特性・課題

- ・市を横断する幹線道路がある。
- ・主要駅周辺の商業系地域では騒音、振動の苦情が多く、また、飲食店からの悪 臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情も多い。
- ・下水処理が分流方式の区域では、雨水は道路側溝等を通じて河川に流入している。
- ・河川の親水施設など特徴のある水辺地が存在している。

b 主な取組

- ・道路沿道の排出ガス対策としての交通量削減に向けた再配達抑制等の取組
- ・市民からの騒音、振動、悪臭等の苦情相談への対応
- ・河川の水質改善に向けた市民向け普及啓発の推進
- ・汽水域の多様な生物や、親水護岸を活用した水辺と親しむ取組

(ウ) 北部 (丘陵部)・・・主に宮前区、多摩区、麻生区

生田緑地や多摩丘陵等、豊かな自然が残されています。一方で、定住化する都市型 住宅が多く、高齢化が進行しています。

環境面では、豊かな緑が多く、湧水も多く存在しています。河川には親水護岸整備 区間があります。下水道は分流式区域となっていますが、浄化槽も存在しています。

a 主な特性・課題

- ・飲食店からの悪臭苦情や野焼き等のばい煙の苦情が多い。
- ・雨水は道路側溝等を通じて河川に流入している。
- ・飲用井戸が存在している。
- ・ 湧水地など特徴のある水辺地が存在している。

b 主な取組

- ・野焼き等のばい煙をはじめとする苦情への対応及び未然防止に向けた取組
- ・河川の水質改善に向けた市民向け普及啓発の推進
- ・飲用井戸の保全のための地下水質の監視
- ・湧水地等を活用した水辺と親しむ取組

イ 地域の取組の必要性

本市の大気や水などの環境は、市全体としては環境基準をおおむね達成していますが、環境基準等の達成状況には地域により差異があるため、地域的な特性や課題を把握し、そのことを踏まえた取組を実施することにより、更なる環境負荷の低減につなげる必要があります。

また、大気や水などの環境に関するアンケート等の結果から、地域の環境が良好であるという実感が高まっているとは言えず、良好な環境を保全する取組が地域でどのように行われているか、市民に十分認知されていない状況があると考えられます。そのため、市民が「住んでいる地域の状況」、「住んでいる地域において、どういう目的でどのような取組が行われているか」について理解できるよう情報発信するほか、身の回りの生活環境に目を向けることができる市民参加型の環境調査を実施するなど、身近な地域環境への関心を高めるようにする必要があります。

このため、本計画では具体的取組ごとに関係する地域(南部・中部・北部)を整理した上で、「基本施策Ⅱ-1 環境配慮意識の向上」の「③ 効果的な情報発信の推進」において、「地域ごとの取組や環境データの情報発信」を位置づけ、身近な地域における環境保全の取組や地域の環境データについて紹介していく取組を進めます。

第5章 推進体制及び進行管理

大気や水などの環境を保全して、更なる環境負荷の低減を図るとともに、市民実感の 向上をめざすには、総合的に施策を推進するとともに、庁内の連携を強化して取組の実 効性を高める必要があるため、庁内推進組織を設け、本計画の進捗に関して単年度ごと に取組状況を把握、点検して取組の修正を行うなど、適切に進行管理を行います。

年度ごとに、大気環境・水環境・化学物質・市民実感の成果指標の実績、リーディングプロジェクト及び基本施策の主な具体的取組の実施状況として、活動量や取組内容等の実績、地域の取組の実施状況等をとりまとめ、環境審議会に報告するとともに公表します。(図の<単年度ごとの小さな PDCA サイクル>)。

進行管理を実施する中で、次のとおり PDCA サイクルを基本とした仕組みで取組の実効性を評価し、新たな取組や既存の取組の見直しを図る観点から、本計画の具体的取組については、必要に応じて見直すこととし、また、各種制度や条例等の見直しについても併せて検討していきます。

(1) 計画 (Plan)

目標や基本的な施策の方向性及び具体的取組等を定めた計画を策定・改定する。

(2) 実施 (Do)

計画に定める各取組について、人材育成の観点を踏まえて、職員のスキルアップも 図りながら、適切に予算措置をした上で実施する。

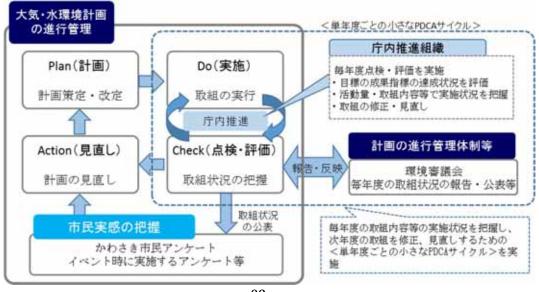
- (3) 点検・評価 (Check) <単年度ごとの小さな PDCA サイクル>
 - a 成果指標による評価を行い、各取組の活動量及び取組内容等を活用して取組の実施状況を適切に把握・点検し、取組の修正・見直しを行う。
 - b 把握した取組の実施状況を環境審議会に報告・公表し、取組の見直しを反映する。

(4) 市民意識の把握

かわさき市民アンケート等を活用して施策の実施状況に係る市民意識を把握する。

(5) 見直し (Action)

点検・評価の結果を踏まえて取組を見直し、計画の見直しに反映する。



第6章 具体的取組について

1 リーディングプロジェクト

主な具体的取組のうちリーディングプロジェクトは、更なる環境負荷の低減や市民実 感の向上につながる先導的な役割を果たす取組として推進します。

(1) 基本施策Ⅱ-1のリーディングプロジェクト

【環境配慮意識の向上に向けたプロジェクトのねらい】

市民の環境配慮意識の向上を図るためには、大気や水などの環境への関心を高めることが重要です。そのため、市民が水辺にふれあうきっかけの創出や、大気や水などの環境の大切さを直接伝える取組を推進します。また、情報発信の手法や内容を世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報発信や環境教育を推進するなど、情報を適切に伝える取組を進めます。

くリーディングプロジェクト 1>

○水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上【Ⅱ-1-①】

くリーディングプロジェクト 2>

○環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進【Ⅱ-1-2】

各リーディングプロジェクトの事業内容等は次頁以降参照

<リーディングプロジェクト関連取組>

体系	具体的取組		
II - 1 - ①	水辺に親しめる河川環境整備の推進		
II - 1 - 2	1-② 水辺に親しむイベント等の実施		
II - 1 - 2	地域環境リーダーの育成		
II - 1 - 2	「エコシティたかつ」推進事業の取組		
II - 1 - 3	II - 1 - ③ 多様な世代に合わせた情報発信		
II - 2 - ①	- 2-① ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組		
II - 2 - 2	他自治体連携による取組		

基本施策 -1









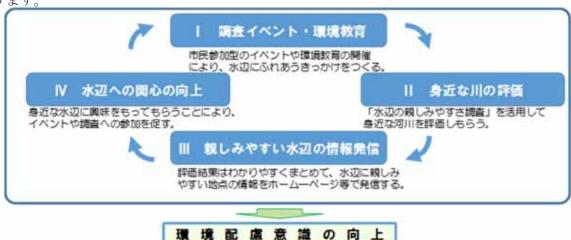
水辺の親しみやすさ調査を活用した環境配慮意識の向上

●目的

より良い環境を市民と共に創るとともに**実感の向上**を図るためには、市民の**環境への関心** や配慮意識を高め、<u>環境配慮行動を促すことが重要</u>です。そのため、市民が身近に感じられる 河川を活用した取組により、水辺にふれあうきっかけをつくるとともに水環境に係る情報を 知ってもらうことで、水環境への関心を高め、環境配慮意識の向上を図ることを目指します。

●事業内容

市民参加型の<u>イベントや環境教育</u>で「水辺の親しみやすさ調査」**を行い、市民が河川にふれあうきっかけをつくります。市民が行った<u>調査結果を活用</u>し、水辺に親しみやすい地点の<u>情</u>報等を発信することにより、身近な水辺への関心を高めていきます。この取組を推進することにより、市民が身近な河川を知り、河川を汚さない意識を持つなどの環境配慮意識の向上を図ります。



※「水辺の親しみやすさ調査」について

市内の川に「散歩したい、遊びたい」と思えるような場所があることを知ってもらい、水辺に親しんでもらうことを目的として、市民が自ら河川で調査を行い、歩道や階段があるかなどの「利用のしやすさ」や、水の透明さやごみの量などの「快適さ」について星の数で評価します。

		快適さのランク		
		利用できる	気持ちよ〈利用できる	とても気持ちよく利用できる
の区分 しやすさ	「川沿い」が利用できる (散歩など)	川沿いが利用できる	川沿いが気持ちよく利用できる	川沿いがとても気持ちよく利用できる
	「岸辺」が利用できる (休憩、川をのぞく)	岸辺が利用できる	岸辺が気持ちよく利用できる	岸辺がとても気持ちよく利用できる
	「水際」が利用できる (水にさわる、水遊び)	水際が利用できる	水際が気持ちよく利用できる	水際がとても気持ちよく利用できる

| 注)利用のしやすさが「一:利用できない」、快適さが「一:利用したいと思わない」のどちらかの場合は「利用できる川はない」という評価になります。

基本施策 -1









環境シビックプライドの醸成による環境配慮行動の促進

●目的

本市が市民・事業者・行政の連携により環境改善を図ってきた歴史や、現在の本市の環境を とりまく状況への理解を促し、地域への愛着を育てることにより、環境シビックプライド(市 民の環境面の誇り)を醸成し、自ら進んで環境配慮行動をおこせる人材の育成を目指します。

●事業内容

環境に関する教育を受け始める**小学生**に対する<u>出前授業の充実</u>や、公害の歴史に関する<u>情報</u> <u>の発信</u>など、本市が市民・事業者・行政の連携により環境改善を図ってきた歴史や、現在、良好 となってきた本市の大気や水などの環境について伝える機会を増やすことにより、<u>環境シビッ</u>



環境配慮意識の向上に向けては、他にも様々な取組を行っています。 その一部を紹介します。

コラム (リーディングプロジェクトに関連する取組)

●水辺に親しむイベント等の実施(水辺の楽校)

水辺の楽校とは、水辺をフィールドに、子どもたちが河川に親しむ自然体験活動を推進しようというものです。国土交通省が文部科学省、環境省と連携して進めているプロジェクトで、実際の活動主体は市民ですが、安全で活動に適した水辺の整備等、市や国も関わりながら事業を展開しています。



●地域環境リーダーの育成

本市における環境教育・学習推進のための基盤の一つとして地域や職場で環境学習活動や環境保全活動について主導的役割を担う人材を育成し、市民の自主的な環境保全活動を活性化することを目的とした「地域環境リーダー育成講座」を実施しています。

多くの修了生の方が、地域などで精力的に環境保全活動 などに取り組んでいます。



●「エコシティたかつ」推進事業の取組

「エコシティたかつ」とは、100 年後のたかつのまちのために、自然の賑わいとともにある持続可能な循環型都市「エコシティたかつ」の再生と創造を目指す取組です。

低炭素・省資源社会の実現、自然共生型都市再生の推進、地域に即した防災まちづくりの推進の3つを基本目標として、小学校との連携による区内の谷戸の森の保水力向上等を目指す取組の実施、大地のデコボコの特徴にあった賢い雨水の引き受け方を考える機会となる3D映像を活用した環境学習の支援等、様々な取組を行っています。



(2) 基本施策Ⅱ-2のリーディングプロジェクト

【多様な主体との協働・連携に向けたプロジェクトのねらい】

市民が環境についてより関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携する取組を推進することが重要です。そのため、ワークショップ等の市民参加の機会を提供し、行政と市民の対話の機会を設けることで、相互理解を図っていきます。また、対話の機会を通じて、日常生活では意識することが少ない大気や水などの環境について、身近に感じてもらい、また、日々の生活が環境に与える影響などの情報共有も図ることで、「自分ごと化」してもらい、これまでになかった発想や新たな気づきの創出など、多様性を活かした相乗効果も生み出していきます。

くリーディングプロジェクト 3>

○市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進【Ⅱ-2-①】

<リーディングプロジェクト 4>

○市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出【Ⅱ-2-①】

各リーディングプロジェクトの事業内容等は次頁以降参照

<リーディングプロジェクト関連取組>

体系	具体的取組		
II - 2 - ①	緑のボランティアなどの活動支援		
II - 2 - ①	ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組		
II - 2 - 2	新多摩川プランにおける市民や流域自治体との協働・連携		
Ⅱ - 1 -①	大気を身近に感じる環境調査等の取組の推進		
II - 1 - 3	- 1 - ③ 多様な世代に合わせた情報発信		
II - 3 - 3	事業者交流の取組		

基本施策 - 2













市民創発型の地域環境改善に向けた「自分ごと化」の推進

●目的

日常生活では意識することが少ない大気や水などの環境を身近にとらえ、「<u>自分ごと化</u>」し、市民の**自発的な環境配慮行動を促す**ため、市民等との<u>情報共有</u>や<u>対話</u>を図るとともに、**市民感覚**を取り入れた**発想やアイデアを地域環境対策に反映**する取組を推進します。

●事業内容

親子向け環境学習や施設見学と組み合わせ、様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携して行うワークショップ等を通じて、身近な環境の取組や環境の状況をわかりやすく伝えることにより、大気や水などの環境の「自分ごと化」を図るとともに、市民目線に立った市民創発による地域環境の改善を実施します。



基本施策 - 2













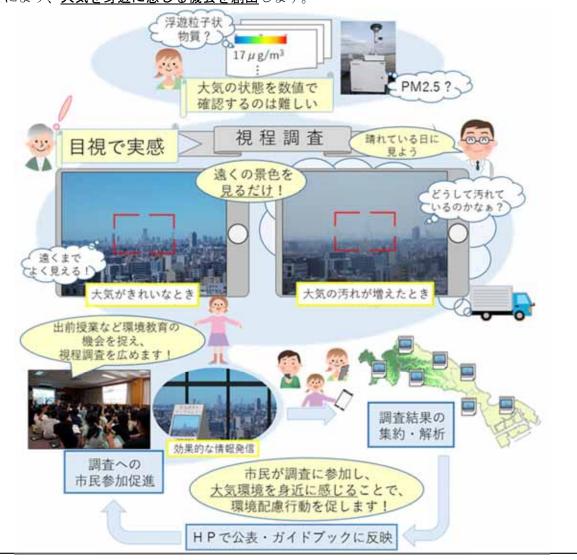
市民参加型の大気を身近に感じる機会の創出

●目的

生活に不可欠な要素であるにも関わらず、理解することが難しい**大気のきれいさを実感**してもらうための<u>市民参加型の調査</u>を実施します。また、この<u>調査結果を活用</u>して、<u>調査ガイドブックを充実</u>させていくことにより、<u>市民の調査への更な</u>る参加を促します。

●事業内容

大気のきれいさを目視で感覚的に理解できる方法として<u>視程調査</u>を市民に<u>周知</u>します。 視程調査への参画を促すため、出前授業のテーマとして紹介や、展望スポットへの周知パネルの設置など、効果的な<u>情報発信</u>を行います。また、市民の<u>調査結果</u>を市が<u>収集・解析</u>し、 大気のきれいさと視程の関係性を明らかにしていくなど、<u>調査ガイドブックの充実</u>を図る ことにより、<u>大気を身近に感じる機会を創出</u>します。



多様な主体の参加と協働促進については、他にも様々な取組を行っています。 その一部を紹介します。

コラム (リーディングプロジェクトに関連する取組)

●緑のボランティアなどの活動支援

緑を実感できる質の高い居住環境を形成していくためには、地域を構成するさまざまな主体の持続的な参加と連携が大切です。こうしたことから、緑の活動等に気軽に参加できる取組や、他分野と連携した取組などにより、緑に触れてもらうきっかけを作るとともに、多様な手法により効果的な情報発信を行い、協働の裾野を広げる取組を進めています。



出前講座



地域住民向けイベント

●ごみの減量化・資源化の推進に向けた取組(ごみゼロカフェ)

ごみゼロカフェとは、ごみの減量化・資源化をより推進するため、さまざまな年代の市民や事業者など多様な主体が意見交換する場です。

カフェのようにくつろぎながら小グループで意見交換をし、アイディアを積み重ねていきます。



ごみを燃やす量が減れば、大気環境にも効果があるんだよね



● 感染を防ぎ、新たな日常を

新型コロナウイルス感染症については、令和2(2020)年に国内でも感染が拡大し、「新しい生活様式」の実践例が示されました。環境活動を行う上でも感染予防への注意が必要となるなど、イベント、ワークショップなどの開催にあたっての配慮が必要になっています。

今後は、市の感染者数等の社会の状況を踏まえながら、マスクの着用、対人距離 の確保、換気や消毒、適切な人数制限やオンラインでの市民参加など、感染防止 対策に配慮しつつイベント・セミナーなどを実施していきます。



(3) 基本施策Ⅱ-3のリーディングプロジェクト

【事業者の自主的な取組の促進に向けたプロジェクトのねらい】

大気環境の改善及び脱炭素社会の実現をめざすための手法として、社会的に進んでいる脱ガソリンの動きに合わせて次世代自動車の普及促進を図ることが重要です。そのため、車両の導入促進と併せて、充電スタンドや水素ステーション等のインフラ環境の整備に向けた事業者との連携を進める必要があります。そこで次世代自動車の普及促進や導入・利用などに関心がある事業者に対して、行政が積極的に関与し、事業者の自主的な取組を促すとともに、事業者との協働・連携した事業を実施するなど、効果的に支援していきます。

くリーディングプロジェクト 5>

○次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者連携による取組【Ⅱ-3-①】

くリーディングプロジェクト 6>

○EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組【Ⅱ-3-①】

各リーディングプロジェクトの事業内容等は次頁以降参照

<リーディングプロジェクト関連取組>

体系	具体的取組			
II - 3 - I	バス車両の低炭素化に向けた取組の推進			
II - 3 - 2	脱炭素化に向けたエコ化支援の推進			
II - 1 - 3	多様な世代に合わせた情報発信			
II - 1 - 3	Ⅱ-1-③ 情報発信等による次世代自動車の普及促進			
II - 4 - 2	交差点改良などの渋滞緩和対策の推進			

基本施策 - 3











次世代自動車のインフラ環境整備に向けた事業者連携による取組

●目的

次世代自動車の普及に向けては、車両の導入促進と併せて、充電スタンドや水素ステーショ ンなどインフラ環境の整備を行っていく必要があります。その両方のバランスを取りながら、 次世代自動車を普及させ、大気環境の改善や脱炭素社会の実現に向けた取り組みを推進します。

●事業内容

次世代自動車の普及を促進するため、<u>充電インフラや水素ステーションの整備促進を事</u> **業者との連携**により実施するとともに、インフラ整備に係る優遇措置等の検討を行います。

集合住宅等に おける充電 インフラ整備







集合住宅の世帯の比率が他都市 と比較しても高い本市においては、 集合住宅への取組は不可欠である ため、事業者と連携し、インフラ整 備などEV普及に向けた取組を実 施します。







充電スタンド

情報の迅速・

的確な情報発信



ユーザーの充電スタンドの数や 場所不安を払拭し、EVの選択率 を上げるため、設置箇所・稼働状況 を迅速・的確に把握・伝達する仕組 みづくりの検討を九都県市と共同 して行います。

脱炭素社会の実現へ



環境省 脱炭素化にむけた水素サプライ チェーン・プラットフォームより



水素ステ-ションの利便 性向上に向け た国への働き かけ





燃料電池自動車の普及に向けて は、水素ステーション数の増加や利 便性の向上が不可欠であるため、九 都県市と共同して、新たな水素ステ ーションの整備促進及びさらなる 利便性向上に向けた国への規制級 和等の働きかけを行います。

基本施策 - 3











EVカーシェアリングを活用した交通行動変容に向けた取組

●目的

EV(電気自動車)カーシェアリングは、自動車の利用が必要最小限となることにより交通 渋滞の緩和や渋滞に起因する事故防止などの効果があるカーシェアリングに、走行時にNO_x 等の大気汚染物質やCO₂を排出しないEVを組み合わせることで、大気環境への影響や温室 効果ガスの排出を抑制することが可能です。

実際にEVを利用して、EVの特徴である<u>静かさや乗り心地の良さ</u>を実感していただくことで車両の購入時やカーシェアリング利用時のEV選択率の向上へとつなげていきます。

また、EV利用時における $\underline{\textbf{z}}$ コドライブを促進する取組を通じて、 $\underline{\textbf{環境意識の醸成を図りま}}$ $\underline{\textbf{z}}$ 。

●事業内容

人が集まりや すい場所や 低未利用地を 活用した EVカー シェアリング の促進

・駅前など人の往来が多く、高い稼働率が期待できる場所や、市の所有する低未利用地等を活用し、事業者との共同取組による E Vカーシェアリングを促進します。



社用車等の E Vカー シェアリング の促進

・市内企業の従業員へのEVの認知度向上や、市民への認知度向上につながる、 社用車のEVカーシェアリングの取組を カーシェアリング事業者との連携により 促進します。



E Vカー シェアリング による エコドライブ の促進 ・ガソリン車やディーゼル車を中心に取り組んできたエコドライブは、EVにおいても電力使用量の削減につながるため有効です。EVカーシェアリングを促進していく中で、エコドライブについても意識してもらうため、事業者と協力して、実証等の検討を行っていきます。





事業者の自主的取組の推進や、交通政策に係る関連する取組として、他にも様々な取組を行っています。

その一部を紹介します。

コラム(リーディングプロジェクトに関連する取組)

●交差点改良などの渋滞緩和対策の推進

交通渋滞は、大きな経済的損失を招くとともに、環境の悪化や交通の安全性の低下など、市民生活や経済活動に大きく関わる課題であることから、幹線道路の整備を進めるとともに、交差点改良等の渋滞対策が進められています。具体的な渋滞対策として、右折レーンの延伸や信号制御の改善などの即効的な対策を行っており、渋滞長の減少や通過時間の短縮の効果が得られています。

(4) 基本施策Ⅱ-4のリーディングプロジェクト

【環境影響の未然防止に向けたプロジェクトのねらい】

人の健康や環境への悪影響を未然に防止するためには、環境影響を低減する取組を推進するとともに、市民や事業者が互いに環境に対する正しい認識を持つことが重要です。そのため、現在の環境中の影響を把握する調査研究等を実施し、調査結果から得られた知見により未然防止に向けた取組を推進するとともに、市民や事業者に対して適時、適正に情報共有を図っていきます。

くリーディングプロジェクト 7>

○環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進【Ⅱ-4-①】

くリーディングプロジェクト 8>

○新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進【Ⅱ-4-②】

各リーディングプロジェクトの事業内容等は次頁以降参照

<リーディングプロジェクト関連取組>

体系	具体的取組		
II - 4 - ①	環境・リスクコミュニケーションの促進		
II - 4 - 2	街路樹の適正な維持管理の推進		
II - 4 - 3	大気環境に係る調査研究		
II - 4 - ③	化学物質に係る調査研究		
II - 1 - 3	多様な世代に合わせた情報発信		
II - 2 - 2	他自治体連携による取組		
II - 3 - ②	揮発性有機化合物 (VOC) 等排出削減に向けた取組の推進		

基本施策 - 4













環境リスク評価を活用した化学物質管理の促進

●目的

化学物質は、毎日の生活を維持する上で欠かせないものとなっていますが、環境や人の健康 に影響を及ぼすものがあります。化学物質による<u>環境影響</u>を<u>未然に防止</u>するため、化学物質の 環境リスクを正しく理解するとともに、事業者による環境リスクの低減に向けた化学物質の適 正管理を促進します。

環境リスクの概念式

リスク

有害性

暴露量

*環境リスクの詳細は、P.30を参照

環境リスク評価を活用し た先進的な取組!

●事業内容

本事業は、未規制等の化学物質について、個々の有害性や暴露量を考慮した化学物質管理 を促進するもので、本市が全国に先駆けて検討を行ってきた「環境リスク評価」を活用して進 めます。

①環境リスク評価

市内で排出のある未規制等の化学 物質のうち、有害性情報がある物質 について、環境リスク評価 (右図参照)

リスク ②自主管理優先物質の選定 評価

環境リスクが一定以上の化学物 質を自主管理優先物質*として選定

[環境リスク評価対象グループのイメージ]

日本で使われる化学物質(6万物質以上)

PRTR制度届出対象の化学物質(462物質)

うち、市内で大気に排出されている化学物質

うち、未規制等の化学物質

(法令に基づいて排出基準が設定されてない物質等)

うち、環境リスク評価をするための 有害性情報がある化学物質 (34物質)

() 内の物質数は令和3年3月現在

③周知等

事業者

市

優先度の高い化学物質を認識す ることで、「環境リスク」を考慮 した化学物質の適正管理を促進

市民

環境リスクの理解を促進

●効果的な環境リスク低減 ●環境影響の未然防止

*自主管理優先物質:有害性の程度や市内の大気環境の状況等を鑑み、事業者による自主的な管理の優 先度が高い化学物質をいいます。自主管理優先物質及び選定基準は本計画と別に定め、自主管理優先物質 については、定期的に見直しを行います。

基本施策 - 4













新たな知見による光化学スモッグ発生抑制に向けた取組の推進

●目的

本市では、毎年光化学スモッグ注意報が発令されています。光化学スモッグ*は光化学オキシダントが増加することで発生し、呼吸器へ悪影響を及ぼすなど健康被害を引き起こします。そのため、原因物質のひとつである<u>揮発性有機化合物(VOC)</u>について、<u>実態把握</u>を行い、<u>自主的な排出</u>削減に向けた取組を進めることで、光化学スモッグの発生を抑制します。

※光化学スモッグの詳細は、P.14を参照

●事業内容

光化学オキシダントの削減を効果的に行うためには、市内及び周辺自治体においてどの VOC 成分が光化学オキシダントの生成に大きく影響しているかを把握することが重要になります。そのため、VOC について周辺自治体と連携した調査等を行い、原因物質の発生状況等を把握し、その知見を活用することで市民や事業者の自主的な VOC 排出削減に向けた取組を促進して、光化学スモッグ発生抑制に向けた取組を推進します。



【課題】光化学オキシダントの生成においてどの VOC 成分の影響が大きいか不明

新たな調査による VOC 成分の詳細把握







アリング等による 調査及び取組の

方向性確認

境境改善評価指標値 光化学オキシダント

排出削減の取組の推進

・事業者や市民向けに、どの VOC の影響が大きいか 周知するなどして、自主的な排出削減等の取組を促進

- 例 ・光化学オキシダント生成への影響が大きいと推定される VOC 成分について削減の協力依頼
 - ・周辺自治体と連携して使用削減の周知

など

※光化学オキシダント 環境改善評価指標値の詳細は P. 45 下段を参照

光化学スモッグ発生抑制へ!

環境影響の未然防止に向けては、他にも様々な取組を行っています。 その一部を紹介します。

コラム (リーディングプロジェクトに関連する取組)

●街路樹の適正な維持管理の推進

街路樹は、都市の景観を向上させる機能など様々な機能が期待される重要なグリーンインフラとなっていますが、自動車騒音に対する障壁となる機能や窒素酸化物等を吸着するといった大気の浄化機能もあります。しかしながら、街路樹は植栽後相当年数が経過しているものも少なくなく、良好な都市環境を確保するために、街路樹を適正に維持管理する必要があります。

現在、安全・安心な街路樹の管理を実施するため、計画的な樹木診断と樹木更新を 実施していますが、更新にあたっては、地域住民等の意向に配慮するとともに、歩道 の幅員、周辺環境との整合を勘案し、生長の遅い樹木や中低木への変更等も検討して います。





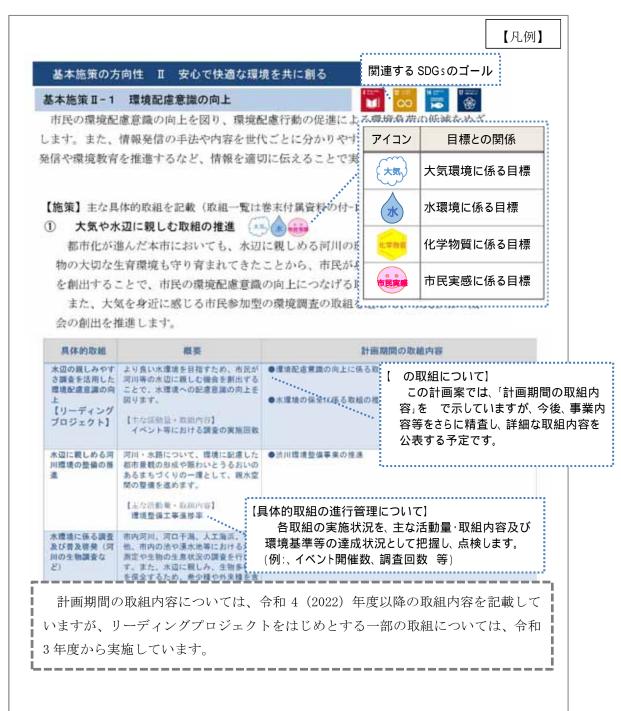
更新前

更新後

2 具体的取組

基本施策の下に紐づく各施策では、次の具体的取組を推進していきます。主な具体的取組については、進行管理として主な活動量・取組内容及び環境基準等の達成状況を把握します。

本計画に位置づける施策の主な具体的取組について、次の【凡例】のとおり整理します。



基本施策の方向性 Ι 安全で良好な環境を保全する

基本施策 I-1 大気や水などの環境保全











環境基準の達成・維持等のため、大気汚染防止法や水質汚濁防止法、騒音規制法、振 動規制法、土壌汚染対策法などの法律や市条例に基づく事業所等の監視・指導や環境モ ニタリング、苦情相談への対応等に引き続き取り組むとともに、緊急時等に適切な対応 を行います。

【施策】主な具体的取組を記載(取組一覧は巻末付属資料の付-16~28 参照)

① 大気環境に係る事業所等の監視・指導



大気環境を保全するために、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法、ダイオ キシン類対策特別措置法などの法律や市条例に基づき、事業所等に対して、立入調 査及び届出等の審査・指導を実施します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
大気環境に係る 法律や市条例等 に基づく立入調 査	法律や市条例等に基づき、ばい煙、VOC、ダイオキシン類、悪臭等について、工場・事業場の立入調査を実施することで、監視・指導を行います。 【主な活動量・取組内容】 立入調査件数	●工場・事業場から排出される大気汚染物質等の監視及び排出 低減に向けた指導
大気環境に係る 法律や市条例等 に基づく届出等 の審査・指導	法律や市条例等に基づき、大気、 ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導 を行います。 【主な活動量・取組内容】 届出審査件数(法律・条例)	◆大気汚染防止法、ダイオキシン類対策特別措置法及び市条例等に基づく届出等の審査●「廃棄物焼却施設の解体工事におけるダイオキシン類等汚染防止対策要綱」に基づく指導
石綿飛散防止対策に係る届出等の審査・指導	石綿飛散防止のため、法律や市条例に基づき、建築物等の解体等工事に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。 【主な活動量・取組内容】 届出審査件数・立入調査件数	●建築物等の解体等工事における適切な作業の指導等による石 綿の飛散防止対策の実施

② 水環境に係る事業所等の監視・指導 🛪



水環境を保全するために、水質汚濁防止法、土壌汚染対策法、工業用水法などの 法律や市条例に基づき、事業所等に対して、立入調査及び届出等の審査・指導を実 施します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
水環境に係る法 律や市条例等に 基づく立入調査	法律や市条例等に基づき、届出施設の設置等確認、排水基準の遵守状況の監視のため工場・事業場の立入調査を行います。 【主な活動量・取組内容】 立入調査件数	●工場・事業場から排出される水質汚濁物質等の監視及び排出 低減に向けた指導●工場・事業場排出水の分析調査
水環境に係る法 律や市条例等に 基づく届出等の 審査・指導	法律や市条例等に基づき、水質、ダイオキシン類等に係る事業者からの届出等について、審査・指導を行います。 【主な活動量・取組内容】 届出審査件数(法律・条例)	
土壌汚染に係る 届出等の審査・ 指導	法律や市条例に基づき、土壌汚染に 係る事業者からの届出等について、 審査・指導を行います。 【主な活動量・取組内容】 届出審査件数	●土壌汚染対策法及び市条例に基づく土壌汚染対策・地下水汚染対策に関する指導・助言の実施

③ 大気環境に係るモニタリングの実施



市内の大気環境の状況を24時間測定する装置等で常時監視し、環境基準等の達成状況を確認します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
大気環境の監視	法律に基づき、一般環境大気測定局 (9局)、道路沿道に設置している自動車排出ガス測定局 (9局)で大気汚染物質を常時監視し、環境基準等の達成状況を確認します。また、有害大気汚染物質及びダイオキシン類についても、常時監視調査を実施し、環境基準等の達成状況を確認します。 【環境基準等の達成状況】 NO2、SO2、SPM等	●大気汚染防止法に基づく二酸化窒素(NO₂)、ベンゼン等の常時監視の実施 ●ダイオキシン類による汚染状況の把握を目的とした常時監視の実施
光化学オキシダントに係る監視	光化学オキシダントの原因物質の 削減効果を把握するため、NO×と 非メタン炭化水素(VOCの一種)に ついて、常時監視を行うととも に、光化学オキシダントが高濃度 となる4月から10月までのデータ 解析を行います。また、国の新指 標についても把握します。 【環境基準等の達成状況】 NMHC濃度等	●光化学オキシダント対策の実施

④ 水環境に係るモニタリングの実施



市内の水環境の状況を把握するため、河川、海域、地下水の水質・水量や地盤沈下の状況について、定期的にモニタリング調査を行い、環境基準等の達成状況を確認します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
河川、海域の水 質調査	法律等に基づき、河川、海域の水 質環境基準項目等について常時監 視し、環境基準の適合状況を評価	●水質汚濁防止法に基づく公共用水域(河川・海域)の水質の常時監視の実施
	します。	●河川・海域における水質調査等の実施
	【環境基準等の達成状況】 水質環境基準等 河川流量の状況	●ダイオキシン類に係る河川、海域の水質及び海域の底質の常時 監視の実施
地下水質の監視	法律等に基づき地下水質調査を実施し、地下水の水質の状況を把握	●水質汚濁防止法に基づく地下水の水質の常時監視の実施
	します。	●水質汚濁防止法に基づく地下水の状況把握のための水質調査及び汚染井戸の監視の実施
	【環境基準等の達成状況】 地下水環境基準等	●ダイオキシン類に係る地下水の水質及び土壌の常時監視の実施
精密水準測量による地盤沈下量の監視	精密水準測量により、水準点の標高を年1回測定し、地盤沈下の状況を監視します。	●精密水準測量による水準点における地盤高の観測
	【主な活動量・取組内容】 地盤沈下観測所における地下水 位の観測地点数	

⑤ 苦情相談及び緊急時等への対応



騒音、振動、悪臭等の苦情相談があった際には、適宜、現場等を確認して、騒音 規制法、振動規制法、悪臭防止法などの法律や市条例に基づき適切に対応します。

また、大気汚染物質の漏洩時や、河川や海域に汚水や油等が流れ込み水質が著しく汚染される水質事故の発生時に関連機関と連携するなど、緊急時等の対応を適切に行います。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
騒音、振動に係 る苦情相談対応	騒音、振動に係る苦情相談に対して、適宜現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、適切に対応を行います。 【主な活動量・取組内容】 騒音・振動に係る苦情受付件数	
悪臭、ばい煙、 粉じん等に係る 苦情相談対応	悪臭、ばい煙、粉じん等に係る苦情 相談に対して、適宜現地調査を行っ た上で、法律や市条例に基づき、適 切に対応を行います。	
	(主な活動量・取組内容) 臨海部パトロール回数	業所の監視及び排出低減に向けた指導

事故時の対応	大気汚染物質の漏洩や水質事故など に関係機関と連携して現地調査を行った上で、法律や市条例に基づき、 適切に対応を行います。	
	【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	●事故時における有害物質流出防止に備えた取組
		●事故・苦情に伴う異常水質事故調査
災害時の対応	災害時協定等に基づき災害時の環境 調査等に迅速に対応するなど、災害 時における有害物質等の漏洩・流出	●災害時における有害物質流出防止に備えた取組
	防止に備えた取組を推進します。 また、平時において、法律や市条例 等に基づき、大気汚染物質や水質汚 濁物質等について、工場・事業場の 立入調査等を実施し、施設が適正に 管理されていることを確認します。	
	【主な活動量・取組内容】 協定の件数及び取組内容の実績	

⑥ 大気や水などの生活環境保全に係る取組の実施



良好な大気や水環境の保全に向けた基盤となる取組を継続して実施します。 また、公共用水域(河川・海域)の水質を保全するために、高度処理施設の導入 等、下水道施設の整備を進めるとともに、河川の改修等により治水の安全性を高め る河川整備を実施します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
水処理センター の高度処理化の 推進	これまでの下水処理に加え、赤潮等 の原因となる窒素やりんも大幅に除 去できるよう、水処理センターの高度処理化を推進します。 【主な活動量・取組内容】 高度処理普及率	●水処理センターの高度処理化の推進
合流式下水道の 改善の推進	合流式下水道による公共用水域の水質汚濁を防止するため、遮集幹線の能力増強に向けた整備等を推進します。 【主な活動量・取組内容】 合流改善率	●合流式下水道の改善目標達成に向けた取組の推進 (令和5年度に整備完了予定)
下水道利用の促進	未普及地域の解消にむけた取組を推進します。 【主な活動量・取組内容】 下水道普及率	●未普及地域の解消に向けた取組の推進
河川改修事業の 推進	平瀬川支川において、多自然川づく りを進め、都市環境の向上と良好な 水辺空間の形成を図ります。 【主な活動量・取組内容】 平瀬川支川の改修率	●平瀬川支川河川改修事業の推進

基本施策の方向性 Ⅱ 安心で快適な環境を共に創る

基本施策 Ⅱ-1 環境配慮意識の向上









市民の環境配慮意識の向上を図り、環境配慮行動の促進による環境負荷の低減をめざ します。また、情報発信の手法や内容を世代ごとに分かりやすく整理し、効果的な情報 発信や環境教育を推進するなど、情報を適切に伝えることで実感の向上を図ります。

【施策】主な具体的取組を記載(取組一覧は巻末付属資料の付-16~28参照)

① 大気や水辺に親しむ取組の推進 🔼 🖈 🖈



都市化が進んだ本市においても、水辺に親しめる河川の環境整備が進められ、生物の大切な生育環境も守り育まれてきたことから、市民が身近な水辺に親しむ機会を創出することで、市民の環境配慮意識の向上につなげる取組を推進します。

また、大気を身近に感じる市民参加型の環境調査の取組を通じて、市民参加の機会の創出を推進します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
すさ調査を活用	より良い水環境を目指すため、市 民が河川等の水辺に親しむ機会を 創出することで、水環境への配慮 意識の向上を図ります。 【主な活動量・取組内容】 イベント等における調査の実施 回数	■環境配慮意識の向上に係る取組の推進●水環境の保全に係る取組の推進
水辺に親しめる 河川環境の整備 の推進	河川・水路について、環境に配慮した都市景観の形成や賑わいとうるおいのあるまちづくりの一環として、親水空間の整備を進めます。 【主な活動量・取組内容】 環境整備工事進捗率	●渋川環境整備事業の推進
	市内河川、河口干潟、人工海浜、 その他、市内の池や湧水地等における水質測定や生物の生息状況の 調査を行います。また、水辺に親しみ、生物多様性を保全するため、希少種や外来種を含めた水生生物の生息状況を広く情報発信します。 【主な活動量・取組内容】 河川等の水質及び水生生物の生息・生育状況モニタリング調査地点数	●河川・海域における水質・生物調査等実施●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施
大気を身近に感 じる環境調査等 の取組の推進	大気をより身近に感じてもらうため、視程調査等の新たな環境調査手法を展開していく取組を推進します。 【主な活動量・取組内容】 視程調査に係る取組内容の実績	●大気環境の保全に係る取組の推進

② 環境教育・環境学習の推進 🛵 🖈

市内の小学生を対象に、大気や水環境を守る業務の概要や環境の現状、大気・水環境の大切さ、みんなにできること等について直接伝える環境教育として、出前授業やイベント等を実施します。

また、市民等に環境配慮の考え方・行動が定着することをめざし、環境学習の教 材プログラム、人材育成を充実するとともに、市民や学校等における環境学習を支 援します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
環境シビックプ ライドの酸成に よる環境配慮行 動の促進 【リーディング プロジェクト】	自ら進んで環境配慮行動をおこせる 人材を育成するため、川崎市が環境 改善を図ってきた歴史や、現在の川 崎市の環境について伝える機会を増 やすことにより、環境シビックプラ イドの醸成を図ります。 【主な活動量・取組内容】 大気や水環境を学ぶ出前授業等の 実施回数及びアンケート結果	 ●環境配慮意識の向上に係る取組の推進 ●大気・水環境の保全に係る取組の推進 ●研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信 ●機材の貸し出しや教材提供等を通じた地域における環境学習の支援 ●市民や学校、研究機関協議会等との連携による普及啓発の推進 ●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進
水辺に親しむイ ベント等の実施		●市内3校の水辺の楽校活動支援、川の安全教室及び丸子の渡しイベント等の実施●環境配慮意識の向上に係る取組の推進●水環境の保全に係る取組の推進
地域環境リーダーの育成	持続可能な社会の実現に向けた人材 育成のため、環境配慮行動を促す仕 組みの基盤となる環境教育・学習の 取組を地域全体で推進します。 【主な活動量・取組内容】 地域環境リーダー数	●地域環境リーダー育成講座の開催
「エコシティた かつ」推進事業 の取組	学校ビオトープ等を活用した環境学習、水・緑・生き物の調査や間伐体験等を通し身近な森の再生過程を学習する機会の提供を図ります。 【主な活動量・取組内容】 環境学習支援回数	●区内市立小学校等への環境学習支援の実施

③ 効果的な情報発信の推進



大気や水などの環境の分野は、一般的になじみのない用語が使われることも少なくないため、分かりやすさを意識するとともに、情報の受け取り手を考慮して、リーフレット、ホームページ、SNS など、様々な媒体を活用した情報発信を行うとともに、身近な地域環境への関心を高めてもらえるよう、地域ごとの取組や環境データの紹介及び公害の歴史や優れた環境の取組などの展示等による情報発信を推進します。

また、次世代自動車や自転車の活用などを通じた、地球にやさしい交通環境に関する普及啓発など、市民の環境配慮行動の促進につながる情報発信等に係る取組も推進していきます。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
多様な世代に合わせた情報発信	大気・水環境分野についての市民 実感の向上をめざして、効果的な 情報発信を推進します。また、環 境総合研究所の研究成果について SNS、インターネットなどを発 じて市民、事業者等へ情報を発信 し、環境問題への関心や理解、環 境配慮意識の向上につなげます。 【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	■ ICT 等を活用した情報発信の推進● 研究所の調査研究事業を活かしたイベント等の開催、情報発信● 環境技術情報の収集・発信
地域ごとの取組や環境データの情報発信	地域の状況や取組を容易に把握できるよう、地域ごとの取組や環境データの公表・提供を行います。 【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	●常時監視測定結果等の情報提供●河川・海域における水質・生物調査等の実施●大気・水環境の保全に係る取組の推進
情報発信等による次世代自動車の普及促進	自動車 に関する地球温暖化対策を推進するため、情報発信等による次世代自動車の普及に向けた取組を推進します。 【主な活動量・取組内容】 低公害車導入補助件数	 最新規制適合車や低公害車の普及促進に向けた導入補助制度の運用 ●脱炭素戦略を踏まえた情報発信等による次世代自動車の普及促進 ●ディーゼル車のZEV化の推進 ●公用車への次世代自動車導入の推進
自転車の活用に向けた取組の推進	安全・快適に利用できる移動環境 の充実に向けたシェアサイクルの 推進に加え、環境負荷の低減等に も寄与する身近な自転車の活用の 取組を推進します。 【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	

基本施策 Ⅱ-2 多様な主体との協働・連携











市民が大気や水などの環境について関心を持てるよう、市民や市民団体と協働・連携 する取組を推進します。また、光化学オキシダント、微小粒子状物質 (PM2.5) 等の大 気汚染や海域の水質等の広域的な課題を解決するため、周辺自治体との広域連携や、事 業者・学術機関との連携を強化します。

【施策】具体的取組のうち主なものを記載(取組一覧は巻末付属資料の付-16~28参照)

① 市民協働・連携の取組



大気や水などの環境に対する関心を高めるための取組を、市民等と共に実施し、 市民参加を促進します。また、市民を対象としたイベントで大気を身近に感じる視 程調査といった市民参加型・体験型の環境調査を行うとともに、市民活動団体やコ ミュニティと連携した取組を行うなど、協働・連携の取組を進めます。

, — /	1 220,4072,700	こ、協側・連携の収組を進めます。
具体的取組	概要	計画期間の取組内容
域環境改善に向	様々な年代の市民や事業者など多様な主体と連携して行うワークショップ等を通じ、大気や水などの環境への関心を高めるとともに、市民参加の促進を図ります。 【主な活動量・取組内容】 ワークショップ等の実施回数	●多様な主体との協働・連携に係る取組の推進
気を身近に感じる機会の創出 【リーディング プロジェクト】	【主な活動量・取組内容】 視程調査周知活動の実施回数	●多様な主体との協働・連携に係る取組の推進●大気環境保全に係る取組の推進【再掲】
	花や緑に囲まれたまちを目指し、 地域緑化推進地区への花苗等の提 供や緑のボランティアなどへの活 動支援、緑化推進重点地区計画に 基づく市民や企業等との協働によ る緑化の推進などを通じて都市緑 化を推進します。 【主な活動量・取組内容】 地域緑化推進地区認定数	●地域緑化推進地区の指定と活動支援●緑の活動団体の活動支援●緑化推進重点地区計画に基づく緑化の推進
ごみの減量化・ 資源化の推進に 向けた取組	ごみの減量化・資源化を推進するために、市民、町内会、自治会、川崎市廃棄物減量指導員、関係事業者等と連携し、普及啓発・環境学習及び市民参加の取組を進めます。 【主な活動量・取組内容】 ごみゼロカフェ開催数	ごみゼロカフェの実施による市民参加の推進出前ごみスクールの実施ふれあい出張講座の実施資源物とごみの分別アプリの普及

② 広域連携等の推進



周辺自治体等と連携して、大気や水などの環境に係る広域的な課題解決に向けた 取組や普及啓発等を推進します。また、国や周辺自治体と連携し、流域の住民の環 境への関心を高める取組を実施するなど、協働・連携による取組を進めます。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
他自治体連携による取組	広域的な大気や水などの環境課題を解決するために、九都県市首脳会議等の周辺自治体との連携を強化し、各種調査や普及啓発等の取組を実施します。(神奈川県公害防止推進協議会、九都県市首脳会議大気保全専門部会、六大都市自動車技術評価委員会、関東地方大気環境対策推進連絡会等) 【主な活動量・取組内容】取組内容の実績	●広域連携による大気環境の保全に係る取組の推進●自動車排出ガス中の窒素酸化物等の低減に向けた国や関係自治体、事業者等との連携
	東京湾再生への関心を高め、水質環境の把握、汚濁メカニズムの解明等を目的として、国、東京湾岸の自治体が連携し、企業、市民団体の参加を募り、東京湾岸域で一斉調査を実施します。 【主な活動量・取組内容】 東京湾一斉調査の参加団体数	●広域連携による水環境の保全に係る取組の推進
における市民や	多摩川の魅力向上のため、市民や 流域自治体との協働・連携による 取組を推進します。 【主な活動量・取組内容】 協働・連携によるイベント等の 実施	●多摩川プラン推進会議の実施●多摩川流域懇談会等による流域連携の実施

③ 優れた環境技術の活用による国際貢献に向けた連携の推進



国際的な環境保全活動への支援・連携を実施し、優れた環境技術を活用した国際 貢献を推進します。また、国際・研究機関と連携して海外からの視察・研修を受け 入れるとともに、市内企業の新たな環境関連ビジネスの創出などを推進します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
国際的な環境保 全活動への支 援・連携	川崎の優れた環境技術による国際 貢献の推進及び環境技術情報を収 集・発信します。 【主な活動量・取組内容】 海外自治体とのプロジェクト数	●インドネシア共和国バンドン市をはじめとする、環境課題を有する海外都市との都市間連携●国連環境計画(UNEP)との連携●環境技術情報の収集・発信
環境関連ビジネ スの創出及び海 外展開の支援		 ●環境関連ビジネスの創出や国際的なビジネスマッチングに向けた場の提供 ●川崎国際環境技術展出展企業等へのビジネスマッチングの推進 ●グリーンイノベーションクラスターのプロジェクト創出による企業の海外展開の支援

基本施策 Ⅱ-3 事業者の自主的な取組の促進













環境負荷の更なる低減を図るため、事業者の自主的な取組を促進します。また、率先 して環境配慮に取り組む事業者を支援します。

【施策】具体的取組のうち主なものを記載(取組一覧は巻末付属資料の付-16~28参照)

① 交通環境配慮行動の促進



自動車排出ガス中の大気汚染物質や二酸化炭素の排出を低減するため、事業者による次世代自動車の導入やエコ運搬制度の運用などの交通環境配慮行動を促す取組を推進します。

E // // 2- 40	low	
具体的取組	概要	計画期間の取組内容
インフラ環境整備に向けた事業	大気環境中の二酸化窒素濃度等の 低減や脱炭素社会の実現に向け て、インフラ環境の整備を推進す ることにより、次世代自動車の普 及を促進します。 【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	●燃料電池自動車の普及に向けた水素ステーション等の整備に向けた取組の推進●国や近隣自治体と連携した次世代自動車の普及促進・導入支援
		●EV カーシェアリングを活用した EV の普及促進
	市バス車両から排出される CO2の削減を推進します。 【主な活動量・取組内容】 ハイブリッドバスの市バス車両 に占める割合	●ハイブリッドバスの導入等により CO2の削減を図る
エコ運搬制度の運用	貨物自動車等から排出される大気 汚染物質及び CO ₂ 削減のため、条例 に基づき、市内の荷主・荷受人が 主体となって運送事業者等に対し 環境に配慮した運搬の要請を行う エコ運搬制度を推進します。 【主な活動量・取組内容】 要請件数	●エコ運搬制度による自動車環境対策の推進

② 事業者の自主的な取組の支援



環境負荷の更なる低減に向けて、事業者の自主的な取組が促進されるよう、行政 が事業者を支援する取組を推進します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
工場・事業場の 自主的取組を促 す取組の推進 (環境行動事業 所制度の運用)	環境保全に関する配慮を積極的に 実施している事業所が、ある一定 の基準を満たしている場合、事業 所からの申請により「環境行動事 業所」に認定します。 【主な活動量・取組内容】 環境行動事業所認定数	●市条例に基づく届出等の審査・指導
揮発性有機化合物 (VOC) 等排 出削減に向けた 取組の推進 (事 業者等の排出状況の把握及び自 主的削減取組の 支援)	を把握し、VOC 削減に向けた支援	●事業者の自主的取組支援など、光化学オキシダント及び PM2.5 対策の実施●工場・事業場周辺の有害大気汚染物質等の排出実態調査及び排出抑制の自主的取組の促進
	【主な活動量・取組内容】 VOC削減に向けた支援及び普及 啓発を行った事業者数	
中小企業への円 滑な資金供給等 の推進	市信用保証協会や取扱金融機関と の連携による間接融資制度の実施 により、中小企業者等の資金調達 の円滑化を図ります。	●中小企業者等への安定的な資金供給●中小企業者等の資金調達の支援
	【主な活動量・取組内容】 融資実績	
脱炭素化に向け たエコ化支援の 推進	中小規模事業者を対象にエコ化支 援補助を実施します。	●市内中小規模事業者を対象としたエコ化支援補助の実施
	【主な活動量・取組内容】 エコ化支援補助実施件数	



事業者の環境対策を円滑化するため、事業者との協議や調整の場を設けるととも に、事業者間の情報共有や事業者と行政との情報共有など、ネットワーク機能強化 に向けた取組を推進します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
事業者交流の取 組(事業者との 連絡会など)	事業者との連絡会等、事業者と行政の交流を通じて、事業者の環境対策に係る自主的取組の推進支援等を実施します。 【主な活動量・取組内容】取組内容の実績	●多様な主体との協働・連携に係る取組の推進
事業者等のネットワークの機能 強化に向けた取		●キングスカイフロント内の近隣企業等との連携推進【再掲】
組の実施	て、事業者との情報共有の促進を 行います。 【主な活動量・取組内容】 取組内容の実績	●共同研究事業に関する情報発信(セミナー開催等)

基本施策Ⅱ-4 環境影響の未然防止













人の健康や環境への悪影響を未然に防ぐことをめざすため、環境影響を低減する取組を 推進します。また、市民や事業者がお互い環境に対する正しい認識を持てるよう情報共有 を図ります。

【施策】具体的取組のうち主なものを記載(取組一覧は巻末付属資料の付-16~28参照)

① 化学物質の適正管理と理解の促進



化学物質による環境影響の未然防止・環境リスクの低減に向け、環境リスク評価を活用し、事業者による自主的な適正管理を促すとともに、化学物質対策に関する普及啓発を進め、さらに、PRTR制度を運用することで、化学物質の適正管理を促進します。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
環境リスク評 価を活用した 化学物質管理	化学物質による環境影響の未然 防止・環境リスクの低減に向 け、環境リスク評価を活用し、	●化学物質の環境実態調査及び環境リスク評価の実施、結果の公表
の促進 【リーディン グプロジェク	事業者による自主的な適正管理 を促進します。	■環境リスク評価結果を活用した事業者による自主的な化学物質の 適正管理の促進
F]	【主な活動量・取組内容】 環境リスク評価等の実施状況	
環境・リスク コミュニケー ションの促進	市民や事業者を対象としたセミナーを開催するなど、化学物質対策に関する普及啓発を推進します。	●市民や事業者を対象としたセミナーの開催による化学物質対策に 関する普及啓発
	【主な活動量・取組内容】 セミナー開催数	

② 環境影響の低減に向けた取組



工場・事業場が環境影響の低減に向けた取組を積極的に実施するよう、事業者に対する普及啓発等の推進を図ります。また、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある開発行為等の事業の事前段階において環境影響評価を実施するほか、大気や水などの環境への悪影響を未然に防ぐための取組を行います。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
新たな知見によ る光化学スモッ グ発生抑制取組	光化学オキシダント高濃度時における新たな手法による調査結果から VOC 成分ごとの影	●事業者の自主的取組支援など、光化学オキシダント対策の実施
の推進 【リーディング プロジェクト】	響を把握し、事業者の自主的 な排出削減を促進するに向け た取組を推進します。	●光化学オキシダントの実態把握のための調査研究の実施
	【主な活動量・取組内容】 事業者の自主的な排出削減を 促進する取組の実施件数	

環境影響評価の推進	大規模な工事や開発事業などの実施に当たり、事業者自らが環境への影響を事前に調査・予測・評価し、市がその結果を縦覧の上、市民意見も踏まえて市長意見を述べるなどし、環境の保全について適正な配慮を促します。	■環境影響評価手続の的確な実施●環境影響評価審議会の運営●地域環境管理計画及び環境影響評価等技術指針の運用●温暖化対策法改正に伴う本市環境影響評価制度の影響への検証と対応
	【主な活動量・取組内容】 環境影響評価手続実施件数	●環境調査手続の的確な実施
	交差点改良等の局所的かつ即 効的な対策などにより、効率 的・効果的に渋滞緩和を図ります。 【主な活動量・取組内容】 既存道路内の付加車線の設 置、信号制御の改善等に係る 取組内容の実績	●市内交通の円滑化に向けた緊急渋滞対策の推進
街路樹の適正な 維持管理の推進	街路景観の向上など、良好な 都市環境を確保するため、街 路樹の適正な維持管理を進め ます。	●街路樹の適正な維持管理の実施●街路樹の樹木診断及び樹木更新の実施
	【主な活動量・取組内容】 街路樹の維持管理、樹木診断 及び樹木更新に係る取組内容 の実績	

③ 環境影響の低減に向けた調査研究



更なる環境影響の低減につなげるため、生成過程が未解明な光化学オキシダントや微小粒子状物質 (PM2.5) 等に係る調査研究、海域の COD 等に係る調査研究、未規制化学物質や環境リスク評価に関する調査研究などの、新たな環境課題に関する大気環境や水環境に係る調査研究等を推進し、それらの結果を活用することで、今後の条例や本計画における各種施策の方向性を検討していきます。

具体的取組	概要	計画期間の取組内容
大気環境に係る 調査研究 (光化 学オキシダント や PM2.5 等に係 る調査研究な ど)	大気汚染物質の発生や広がりなどについて、その実態の解明に向けて調査を実施します。 【主な活動量・取組内容】	●光化学オキシダントの実態把握のための調査研究の実施【再掲】●一般環境及び道路沿道における PM2.5 の実態調査の実施●有害大気汚染物質を含む揮発性有機化合物(VOC)等の調査の実施
	PM2.5の実態調査件数	 ●一般環境大気中の石綿濃度実態調査、建築物の解体工事等に伴う 大気中の石綿濃度調査の実施【再掲】 ●酸性雨の実態調査の実施【再掲】 ●他自治体の研究機関等との広域連携による共同調査・研究の実施 【再掲】

水環境に係る調査研究(公共用	市内公共用水域における水質等 の実態調査を行い、海域の COD	●工場・事業場排出水の分析調査【再掲】
	など水環境に係る課題に対し、	●地下水汚染等に係る調査・研究
査研究など)	す。	●事故・苦情に伴う異常水質事故調査【再掲】
	【主な活動量・取組内容】 市内の河川、海域及び親水施 設等の水質や水牛生物の牛息状	●水環境の保全及び生物多様性に係る調査研究の実施(河川、河口 干潟、人工海浜等)【再掲】
	況調査の件数	■国立環境研究所、地方環境研究所等多様な主体と連携した共同研究の実施【再掲】
		●水環境に係る調査研究及び情報収集・成果発信
化学物質に係る 調査研究(環境 リスク評価に係	ため、既存分析法を本市の環境	●未規制の化学物質を中心とした、大気環境及び水環境中における 化学物質に関する実態調査・研究の実施
る調査研究など)	うなど、化学物質に関する調査研究を行います。	●実態調査結果に基づく環境リスクの評価の実施
	【主な活動量・取組内容】	●未規制化学物質等の分析法開発及び改良の実施
	調査・研究件数	■国及び地方自治体等との環境中の化学物質に関する共同研究の実施
		●未規制化学物質の調査・研究に関する情報収集及び成果発信